

○法務委員会

• 内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	参議院	衆議院	備考
10	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	月提出	委員会付託	
	検察官の俸給等に関する法律案	四、 一一、三〇	四、 一一、三〇	委員会議決	本会議議決
	(予)	(予)	可	可	可
可	二二、一〇	二二、一〇	四、 一二、一〇	四、 一二、一〇	可
決			決	決	決
可	二二、一〇	二二、一〇	四、 一二、一〇	四、 一二、一〇	可
決			決	決	決
可	二二、一	二二、一	四、 一二、一	四、 一二、一	可
決			決	決	決
可	二二、一	二二、一	四、 一二、一	四、 一二、一	可
決			決	決	決

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者(月日)	予備送付月日	衆議院	参議院
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	衆議院	参議院
1	製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案	(四)外竹村泰子君 一二、五 二二、二二 名	四、 一一、六	提出	提出
	繼續審査	四、 一一、二二	委員会議決	委員会付託	委員会付託
		四、 (予) 一一、一六	本会議議決	委員会議決	本会議議決
					備考

法務

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第九号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般的政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、平成四年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。両法律案は、一般的政府職員の給与改訂に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与を改訂しようとするものであります。委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、給与改

定の早期実現、初任給調整手当引上げの必要性、裁判官及び検察官の住宅・通勤事情等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決した結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第一〇号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般的政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、平成四年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告
前ページ参照